

ID: 3070

担当部署: 産業課

| | | | |
|---|----------------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 猟区の認可の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第72条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第72条の規定による。 (認可の取消し)</p> <p>第72条 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。</p> <p>2 第70条第1項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同条第1項中「同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年6月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |